

第 1 回総会議事録

<開催日> 令和 5 年 8 月 7 日（月曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 7 1 号～報告第 2 0 1 号

農地法第 3 条の 3 届出

4 件

農地法第 5 条届出

2 7 件

日程第 3 報告第 2 0 2 号～報告第 2 0 7 号 農地の転用事実等に関する照会

6 件

日程第 4 報告第 2 0 8 号～報告第 2 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知

1 0 件

日程第 5 議案第 1 0 1 号～議案第 1 0 8 号 農地法第 3 条許可申請

8 件

日程第 6 議案第 1 0 9 号

農地法第 4 条許可申請

1 件

日程第 7 議案第 1 1 0 号～議案第 1 1 9 号 農地法第 5 条許可申請

7 件

日程第 8 議案第 1 2 0 号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 5 年度第 5 次計画分）

1 件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 礪貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 寫野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 小嶋 哲雄	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 礪貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 齋藤 洋一	18番 杉山 孝

以上 18人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小高 幸男	係長 吉野 慶太	主任主事 杉沢 謙太郎
主任主事 角谷 春香		

農林水産課 主査 江尻 麻美

〈午後3時00分開会〉

議長

委員の皆様には、お忙しいところ総会への出席を頂き、ありがとうございます。
それではただ今から第1回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番小倉和委員と、議席9番関和美委員を指名いたします。

書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。

次に、日程第2から第4の、報告第171号から報告第217号、3ページから12ページの47件につきまして、事務局から説明を求めます

事務局

報告案件についてご説明いたします。

報告については、総会において審議の対象とならないもの、具体的には事務局長の専決に基づく各種届出、法務局などからの農地であるかどうかの照会結果、農地の貸し借りの解約や、連絡事項に近い報告等がございます。

まず、日程第2の報告第171号から報告第201号、3ページから9ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第5条の届出27件についての報告です。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、主に相続によって名義変更がされた旨の届出、市街化区域内の転用行為の届出であり、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3の報告第202号から報告第207号、10ページの農地の転用事実等に関する照会11件についての報告でございます。

本件は、法務局などから農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告したものであり、調査結果、回答につきましては、記載のとおりです。

次に、日程第4の報告第208号から報告第217号、11ページから12ページの農地法第18条第6項等の通知10件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を双方の合意により解約を行ったものを報告するものであり、農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりです。

なお、今後の総会につきましては、定期的な報告議案の説明については会議の場においては省略させていただきますので、ご了承ください。

報告案件で質問等ございましたら事前に事務局までお願いいたします。事務局からの説明は以上となります。

議長

次に、日程第5議案第101号から議案第108号、13ページか14ページの、農地法第3条の許可申請8案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(※議案の説明の前に審議の流れについて説明)

議案第101号から議案第108号、農地法第3条許可申請8案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第101号ですが、申請箇所は、3条位置図1の中島地先の農地になります。
本申請は新規就農のため申請したもので、賃借権設定の申請となります。

事務局

本申請については自家消費を目的とした家庭菜園の規模であること、自宅から耕作地まで近いこと、賃借権の設定であったため、金田地区の農業委員・推進委員を集め、令和5年7月26日に事前審査会を開催しました。その審査会の中で確認したところ、申請人の農業経験もあり、規模的にも問題ないとされ、当該申請について、問題はないと判断がされております。

続いて、議案第102号ですが、申請箇所は、3条位置図2の万石地先の農地になります。

本案件は、父親から独立して新規で営農を行うため申請がされたもので、使用賃借権設定の申請となります。

申請にあたり、令和5年6月6日に新規就農に係る事前審査会を行いました。既に父親の下で十分に営農経験もあり、今後の営農についても問題はないと判断されております。

続いて、議案第103号及び104号ですが譲受人が同一の為合わせて説明いたします。

申請箇所は、3条位置図3の真里谷地先の農地になります。

こちらは農業経営拡張と農地の交換による利便性の向上の為、使用賃借権設定をするものです。

なお、議案第103号の譲受人と譲渡人の間で農地の交換をしますが、片方の手続きは利用集積計画の19番が該当します。

それぞれ別の方法で手続きを取っていますが、これは農業者年金の関係で農地法3条の方式で手続きをした場合、上乗せ部分にあたる経営移譲年金の支給が止まってしまうということを防ぐため、それぞれの手続きを取っています。内容としては農地の交換ですので、制度的な理由によると思っていただけたらと思います。

続いて、議案第105号ですが、申請箇所は、3条位置図4の真里地先の農地になります。

農業経営拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

なお、譲渡人が法人となっておりますが、こちらは数年前に電気会社を送電線等の設立のために例外規定に基づいて、所有権移転をしたのですが、今日まで施設が建てられずそのままとなっております。今回、当該地の隣接地で耕作をしている譲受人が引き受ける形で申請がされたものになります。

続いて、議案第106号及び107号ですが、譲受人が同一の為合わせて説明いたします。

申請箇所は、3条位置図5の真里谷地先の農地になります。農業規模拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第108号ですが、申請箇所は、3条位置図6の真里谷地先の農地になります。

農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第101号について、桐谷委員をお願いします。

桐谷委員

議案第101号についてご説明いたします。

本件は、新規で営農を開始するにあたって申請がなされたものになります。さきほど事務局から説明がありましたが、令和5年7月26日に、総会に先立って、金田地区の委員による小規模の事前審査会義を行いました。提出された計画書を元に審査しましたが、そこでは特に問題ないと判断されました。

譲受人についての詳細ですが、現在■■歳で、営農に関しては、研修等をうけており、問題ないと思われます。農機具については、軽トラックは所持しており、現在の規模では大きな農機具は必要ないとのことです。申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けする計画とのことですので周辺農地に悪影響を及ぼす恐れは無いと思われます。

桐谷委員	以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第102号について、礒貝正一委員お願いします。
礒貝正一委員	議案第102号についてご説明いたします。 本件は、独立による新規就農のため、申請がされたものです。本件については、先に事務局から説明があったとおり、事前審査会が行われたということですが、審査会の開催が前の農業委員の時だったため、当時の内容を前任に確認して参りましたので、そちらを踏まえて説明いたします。譲受人は既に以前から父親と共に営農しており、そこから独立して営農していくために申請がされたものになります。 譲受人の計画している営農類型は花卉類で、当該申請地においてはマリーゴールドやアスターなどを育てるとのことです。 それまでも研修等により実践を積んでいたり、また今後の販路の確保もできていることから、計画性について問題はないだろうということで審査会は終わったとのことです。 機械類については、リースによる取得を考えており、その他は農林水産課の補助金などを活用して購入、足りない時は他で営農している親族から借りる等により確保する予定とのことです。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第103号から議案第105号について、金子委員お願いします。
金子委員	議案第103号及び第104号について、借り受ける者が同一のため一括で説明します。 事務局から説明があったとおり、このあとの利用集積計画の計画番号19番と関連するものになりますが、本件は、双方の耕作地に隣接する相手方の農地を交換し集約することにより、耕作の利便性の向上を図るため申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約150日で、16, 129㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。 なお、申請人の住所が東京になっていますが、週末には帰ってきて、農業をやっているとのことで、いない間は両親が手伝っているとのことです。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。 続いて、議案第105号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、7, 919㎡の農地を夫婦2人で耕作しています。農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は現況が畑のものについてはオリーブを、田のものについては、水稻を作付けする計画です。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第106号及び107号について、村田委員お願いします。

村田委員

議案第１０６号及び１０７号について譲受人が同一のため、まとめて説明します。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、３９，３７４㎡の農地を家族６人で耕作しています。農業機械は耕うん機・農用トラック・トラクター等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地は畑でブルーベリーを植えるとのことで 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第１０８号について、宮沢委員をお願いします。

宮沢委員

議案第１０８号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約１５０日で、１７，６１０㎡の農地を夫婦２人で耕作しています。農業機械はトラクター・田植え機・もみすり機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地は田で水稻を作付けするとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第１０１号から議案第１０８号の８案件について、採決をいたしますが、議案第１０２号については、地曳委員にかかる案件となりますので農業委員会等に関する法律第３１条第１項の議事参与の制限により、■■委員は採決に参加できません。よってまず、議案第１０２号を除く、７案件については一括で採決をし、その後、■■委員の退席の後、議案第１０２号について採決を行います。

それでは、まず議案第１０１号及び議案第１０３号から１０８号の７案件について採決いたします。

議案第１０１号及び議案第１０３号から１０８号の農地法第３条の許可申請７案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第１０１号及び議案第１０３号から１０８号の７案件については、許可と決定いたします。次に議案第１０２号について、採決を行います。本案件は、■■委員にかかる案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の議事参与の制限により、■■委員は退席をお願いします。

《 ■■ 委員 退席 》

それでは議案第１０２号について採決いたします。

議案第１０２号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第102号については、許可と決定いたします。それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■ 委員 着席 》

次に、日程第6 議案第109号、15ページの農地法第4条の許可申請1件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(※議案の説明の前に営農型太陽光について説明)

農地法第4条、議案第109号について説明いたします。

本案件については、平成30年8月7日総会にて許可相当で上程され、同年10月1日に許可となったものです。

申請目的は期間の更新であり、新たに3年間の期間を更新する内容となっております。通常、営農型太陽光発電施設は一時転用許可となっており、期間は三年間となっております。本来であれば三年の期間が満了となる前に、期間更新を行うために申請が必要でありましたが、失念により、今回申請がなされました。期間が過ぎたことについては、理由書をいただき今後このようなことがないようにすると伺っております。

当該地についてはパネル下部での営農もきちんに行われており、引き続き営農もしていくとのことであります。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から現地調査の結果、並びに補足説明をいたします。

杉山委員

議案第109号について説明いたします。

なお、本案件については事務局からも説明があったとおり、期間の更新のために申請されたものです。該当区域については当初は梨を栽培するとの計画でありましたが、うまく営農ができなかったことから、現在はみかんの営農に切り替えております。現在は収穫できるくらいに作物が育っているとのことであり、現地及び営農計画書を確認したところ、今後継続して農業を行っていくことに問題はないと思われまふ。

その他の要件についても前回の許可時点から変更はありません。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまふので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳委員

はい

議長

地曳委員どうぞ。

地曳委員

事務局から配布された営農型太陽光についての資料の4ページに、年1回の営農に関する報告があり、その結果で営農について著しい支障がある場合は設備を撤去し、農地を復元しなければならないとあります。

地曳委員

実は岩根地区には営農型太陽光でやっているにも関わらず、適切な営農がされていないものがあります。このような場合、設備撤去についてどのように判断すべきかお聞きします。

事務局

著しく営農状況が良くない場合に設備の撤去というのは指針にも記載されており、また許可書にも設備の撤去が示されています。

しかしながら、現在のところ千葉県内において営農状況を理由に実際に撤去したという事例はまだありません。実際に更新期間が来たにもかかわらず、営農状況が良くない場合は、改善点を明らかにし、営農計画を直した上で更新の許可をしているという例はあるようです。申請の際には撤去費用も含めた資金計画を出しておりますので、資金的に撤去が不可能ということはないのですが、今のところ実際の撤去までいったという事例はありません。

議長

他に質問はありますか。

他にご意見等も無いようですので、採決いたします。議案第109号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手多数であります

よって、議案第109号については許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 取下げとなった議案第111号から113号を除いた、議案第110号から第119号、16ページから17ページの、農地法第5条の許可申請7案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(※議案の説明の前に農地転用の基準等について説明)

まず、議案第111号から113号については取下げとなりましたことを改めてお伝えします。取り下げられた議案三件を除く、第110号から議案第119号、農地法第5条許可申請の7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第110号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の江川地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年4月を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議書も添付され、問題ないものと思われ

次に、議案第114号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、車両保管場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和5年12月の完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、道路占有許可申請書の写しなども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第115号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の永井作地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、近くにJR久留里線の祇園駅が存在するため第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、許可後2カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第116号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和5年12月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第117号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第118号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。

最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第119号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の下郡地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。次に、一般基準について、ご説明いたします。資金計画ですが、建設費等の費用は■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利

事務局	者はありません。事業完了予定ですが、許可後6カ月の完成を予定しております。 最後に、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第110号について、地曳委員をお願いします。
地曳委員	議案第110号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに既存の南側水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第114号について、礒貝正一委員をお願いします。
礒貝正一委員	議案第114号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第115号について、露寄委員をお願いします。
露寄委員	議案第115号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営

露寄委員

農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第116号から119号について、小嶋委員をお願いします。

小嶋委員

議案第116号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第117号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第118号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。

小嶋委員

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、緩衝帯を設けて、隣接農地へ日照の影響を与えないようにするため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第119号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、緩衝帯を設けて、隣接農地へ日照の影響を与えないようにするため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、取下げ分を除く、議案第110号から議案第119号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議が無いようですので、一括採決いたします。

議案第110号及び議案第114号から議案第119号の、農地法第5条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第110号及び議案第114号から議案第119号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第120号、18ページから25ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第5次計画分を、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第120号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第5次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和5年7月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。今回の計画は、計画1から19となっております。利用目的は、計画1から13、15、19が水稻、計画14が花き

事務局	類、計画１６から１８が露地野菜を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画１から１８の計画が賃借権の設定、計画１９が使用貸借権設定となっております。 利用権設定期間は、全ての計画が１０年となっております。計画合計数は７４筆、面積が６３，６７９.６１平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
農林水産課職員	(※利用集積計画の制度について農林水産課より説明)
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明を、お願いします。 初めに、計画１番から計画１３番について、石渡委員お願いします。
石渡委員	計画番号１番から１３番まで借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画１４番について、礒貝正一委員お願いします。
礒貝正一委員	計画番号１４番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は畑で、花卉類の育成のために使用することです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画１５番については、私から説明します。
杉山委員	計画番号１５番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画１６番から計画１８番について、寫野委員お願いします。
寫野委員	計画番号１６から１８番について借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用す

畠野委員

るものと思われます。申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画19番について、金子委員お願いします。

金子委員

計画番号19番について説明します。

本件は、先ほど農地法第3条の申請、議案第103号と104号と関連する案件になります。

さきほど説明しましたとおり、双方の耕作地に隣接する相手方の農地を交換し集約することにより、耕作の利便性の向上を図るため、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第5次計画分には、■■委員の親族にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■委員は退席をお願いします。

《 ■■委員 退席 》

議案第120号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第5次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、第1回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時41分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年8月7日

議 長 杉 山 孝

議事録署名委員 小 倉 和

関 和 美